

子 発 1228 第 1 号
障 発 1228 第 4 号
令和4年12月28日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられた。

これを受け、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等及び障害児通所支援事業所の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福

祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号））にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

また、上記の施設又は事業所以外のものであって、児童等を入所等させる施設及び事業所のうち、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められている放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

改正省令により、以下 2 点を義務付ける。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおりである。

義務付け 事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所
義務付け 事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等 デイサービス事業所

2 附則

（1） 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

（2） 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保

改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第 45 条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の 4 等の罰則の対象になりうること。

5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

以上

【問い合わせ先】

＜保育所、地域型保育事業所に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

＜児童養護施設等に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4867, 4868)

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

＜放課後等児童健全育成事業所に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

T E L : 03-5253-1111 (内線 4966, 4845)

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

＜児童発達支援事業所等に関する事＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

（社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条 社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和三年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金連結情報提供業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。	第二条 法第二十六条に規定する支払基金連結情報提供業務に係る経理についての特別の会計（以下「支払基金連結情報提供関係特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。
第三条 前条の経理の会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。	第三条 支払基金連結情報提供関係特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算の内容）

（予算の内容）

附則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うときは、点呼そのは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その	（新設）

他の児童の所在を確実に把握することができする方法により、児童の所在を確認しなければならぬ。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	（新設）

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその

他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動車を行う場合の所在の確認） 第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	（新設）

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。附則において「家庭的保育事業等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動車を行う場合の所在の確認） 第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	（新設）
2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの	

その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動車を行う場合の所在の確認） 第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	（新設）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

第三条 第二条の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第四条 第四条の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車等を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「プザー等」という。）を備えること及びこれをを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、プザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第二号中「第七十二条第一号」を「第七十二条第一号」に、並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一条第二号中「第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、並びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に「第六条の四」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一条第十号中「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四、第七十一条の十九）において準用する場合を含む。」を「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十九）において準用する場合を含む。」、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十九）において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）」に改め、同欄の指定通所支援基準第七十一条の十四中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加える。

第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に「第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭的保育事業等基準第一条第二号中「第七条の二」の下に「第七条の三」を加える。

○厚生労働省令第七十六号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、社会保険診療報酬支払基金が行う支払基金電子処方箋管理業務（同条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。）に関し必要な事項とする。

附 則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十七号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十八条第二項及び第三項並びに第三十四条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（経理原則）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務（以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。

（勘定区分）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金電子処方箋管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条 前条の経理の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による経費の指定
- 二 第八条第一項ただし書の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関し必要な事項

（予算の添付書類）

第五条 支払基金は、法第二十七条前段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算につれて認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子処方箋管理業務に関し、予算の変更を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第六条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第七条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。